

(案)

令和2年8月25日
新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
(まん延防止班)

新型コロナウイルス感染症対策に係る 9月1日以降における催物の開催制限等について

催物（イベント等）の開催制限については、8月24日に国が示した方針及び本県の感染状況を踏まえ、9月末までは現在の内容を継続します。（別紙1）

なお、9月末までの感染状況や新たな知見が得られる等の状況に応じ、催物の開催の目安を見直す場合があります。

1. 開催の目安

催物（イベント等）の開催にあたっては、徹底した感染防止対策（別紙2）を講じることを前提として、開催の目安を以下のとおりとします。

- 屋内：5,000人以下、かつ収容定員の半分程度以内の参加人数
- 屋外：5,000人以下、かつ人と人との距離を十分確保（できるだけ2m）

2. 開催にあたっての留意事項

- ・全国的な人の移動を伴うイベントや、参加者が1,000人を超えるようなイベントの開催を予定する場合には、施設管理者又は主催者は、その開催要件等について事前に県に相談すること
 - ・感染リスクへの対応が整わない場合は、主催者は、中止又は延期などの対応を行うこと
 - ・祭り、花火大会、野外フェスティバル等、人数の管理が困難な行事のうち、全国的又は広域的な人の移動が見込まれるものや参加者の把握が困難なものについては、引き続き、中止を含めて慎重に検討すること
- ※ 地域で行われる盆踊り等、全国的又は広域的な人の移動が見込まれない行事であって、参加者がおおそ把握できるものについては開催可能

催物(イベント等)の開催制限について

時期	イベント (コンサート等)	展示会等	全国的な移動を伴うもの (プロスポーツ等)	お祭り・野外フェス等(人数の管理が困難な行事)	
				全国的・広域的または 参加者の把握が困難	地域の行事かつ 参加者がおおよそ把握可能
8月1日～ 8月末	【屋内】5,000人以下かつ収容定員の半分程度以内 【屋外】5,000人以下かつ人との距離を十分に確保(できるだけ2m)			中止を含めて慎重に 開催を検討	全国的又は広域的な人の 移動が見込まれない行事 であって、参加者がおおよ そ把握できるものは、開催 可
	密閉空間で大声を発するもの等 は、厳格なガイドラインによる対応	入場制限等により、人との間隔を 十分確保できないもの等は慎重な 対応	感染対策徹底、主催者による試合 中・前後における選手・観客等の 行動管理		
9月1日～ 9月末	【屋内】5,000人以下かつ収容定員の半分程度以内 【屋外】5,000人以下かつ人との距離を十分に確保(できるだけ2m)			中止を含めて慎重に 開催を検討	
	密閉空間で大声を発するもの等 は、厳格なガイドラインによる対応	入場制限等により、人との間隔を 十分確保できないもの等は慎重な 対応	感染対策徹底、主催者による試合 中・前後における選手・観客等の 行動管理		

※ 下線部分が、8月24日付で変更となった箇所です。

※ 当面9月末までの間、収容率50%及び人数制限5,000人を維持します。それ以降については、今後の感染状況を踏まえて判断します。

※ 催物(イベント等)の開催にあたっては、徹底した感染防止策を講じることが必要です。

内閣官房ホームページに業種別ガイドラインが掲載されている業種の場合は以下の①と③を、掲載されていない業種の場合は以下の②と③を参考にしてください。

- ① 業種別ガイドライン(内閣官房ホームページに掲載)
- ② 「感染予防対策例と留意点」
- ③ 「催物(イベント等)を開催する際の感染防止対策」

※ 収容率については、必ずしも屋内・屋外のみで区別されるものではなく、屋外であっても、座席等により参加者の位置が固定され、かつ収容定員の定めがある場合には、収容定員の半分程度以内という基準を用いることとします。また、屋内であっても、座席等により参加者の位置が固定されず、又は収容定員の定めがない場合には、人と人との距離を十分に確保という基準を用いることとします。

催物(イベント等)を開催する際の感染防止対策

催物（イベント等（余興等や飲食を伴うものを含む））を開催する際は、特に以下の感染防止対策を徹底すること。なお、会場については、以下の対策を徹底できる会場を選ぶこと。

【基本的な対策】

《感染の疑いがある者の入場制限》

- 入場時等に検温を実施し、発熱等の症状のある方の入場を制限する。
- 発熱等の症状のため入場を制限した場合の払い戻し措置等を規定しておく。

《感染者との接触確認対策の徹底》

- 開催前に、参加者に接触確認アプリ「COCOA」のインストールを呼びかける。
- 万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取扱いに十分注意した上で、参加者の連絡先等の把握を徹底する。

《「新しい生活様式」に基づく感染防止策の徹底》

- 参加者及びスタッフのマスク着用を徹底する（熱中症等の対策が必要な場合を除く）。
- 参加者及びスタッフのこまめな手洗い・手指消毒などを徹底する。
- 参加者に会話をする際は可能な限り真正面に向き合うことを避けるよう呼びかける。
- 会場における握手等の交流等を極力控えるよう呼びかける。
- 参加者に催物前後や移動中における感染防止のための適切な行動（感染リスクのある行動の回避）を行うよう呼びかける。

《三密環境の回避》

- 入退場時、休憩時間や待合場所等を含め、いわゆる三密（密集、密接、密閉）の環境を作らないよう徹底する。
 - 収容定員の半分程度以内の参加人数とする〔※屋内の場合〕。
 - 受付及び会場内では、人と人との距離（できるだけ2m）を確保する。
 - 入退場時の制限や誘導を行い、人と人との距離（できるだけ2m）を確保する。
 - 施設の常時換気を徹底する〔※屋内の場合〕。
 - 休憩スペース、更衣室、楽屋、控室等についても、三密とならないよう徹底する。

《施設・設備面における感染防止策の徹底》

- 受付など人と人が対面する場所は、パーテーションやビニールカーテンを設置する。
- 手指消毒設備を設置する（受付、会場内、スタッフルーム等）。
- 施設の共用部分（トイレ、テーブル等）を定期的（概ね1時間ごと）に消毒する。
- トイレではペーパータオルを設置し、ハンドドライヤー・共通タオルは控える。

《業種別ガイドライン等に則した感染防止策の徹底》

- 上記のほか、主催者及び施設事業者が属する業種における感染拡大防止のための業種別ガイドライン等に則した感染防止策を徹底する。

（次ページに続く）

【主催者・来賓挨拶、乾杯の発声、余興等を行う場合の対策】

《演出面における感染防止策の徹底》

- 挨拶者等と参加者との距離（できるだけ2m）を確保する。それができない場合は、挨拶者等から飛沫が拡散しないためにビニールカーテン等を設置する。
- 参加者と接触するような演出（参加者をステージに上げる等）は行わない。
- 余興等を行う際は、参加者と十分な距離（できるだけ2m）を確保する。
- 大声を発する余興等は控える。

《感染防止のための参加者への呼びかけ》

- 参加者に大声による発声を控えるよう呼びかける。
- 集合写真を撮影する際は、直前までマスクを着用し、会話を控えるよう呼びかける。
- スナップ写真を撮影する際は、密集となることのないポーズとするよう呼びかける。

《設備面における感染防止策の徹底》

- マイクは、使用の都度、消毒又は交換を行う。

【飲食等を伴う場合の対策】

《飲食物提供時における感染防止策の徹底》

- 大皿は避けて、料理は個々に提供する、従業員等が取り分けるなど工夫する。
- ビュッフェ方式の場合は、料理を小皿に盛って提供する、従業員等が取り分ける、料理を蓋等でカバーする、頻繁にトング等を交換するなど工夫する。
- 料理やドリンクの受け渡しは、手渡しではなくトレイを使用する。

《感染防止のための参加者への呼びかけ》

- 参加者同士のお酌、グラスやお猪口の回し飲みは避けるよう呼びかける。
- 受付及び会場内に「食事中以外はマスクの着用をお願いする」旨掲示する。
- 食事中以外はマスクを着用し、会話をする際は可能な限り真正面に向き合うことを避けるよう呼びかける。

《配席計画時における感染防止策の徹底》

- 着席形式の場合、テーブルとテーブルの間の距離、一つのテーブルに着席できる人数、着席の仕方などについて、飛沫感染が予防できるよう工夫する。